

農薬販売者が遵守すべき事項 (R3. 2. 24)

兵庫県

1 届出

届出にあたっては、別紙「農薬販売届出書類一覧表」を参考に行うこと。

(1) 届出の種類と時期

ア 新設届(新たに農薬を販売する場合)

様式第1号に関係書類を添えて、販売開始の日までに届出する。

イ 増設届(販売店舗を増設した場合)

様式第1号に関係書類を添えて、変更が生じた日から2週間以内に届出する。

ウ 変更届(届出事項(氏名、名称、住所、販売所の所在地等)に変更が生じた場合)

様式第1号に関係書類を添えて、変更が生じた日から2週間以内に届出する。

エ 廃止届(販売を廃止した場合)

様式第2号により、廃止した日から2週間以内に届出する。

オ 受理した事項の証明の願出(農薬販売届の届出確認を希望する場合)

様式第3号により願出する。ただし、願出者については、原則として次の各号によるものとする。

(ア) 個人の場合、本人又はその親族とする。

(イ) 法人の場合、その役員とする。

(2) 提出先

販売所ごとに販売所所在地を所管する県民局(県民センター)の農林(水産)振興事務所に届を提出する。ただし、2つ以上の県民局(県民センター)の所管区域に販売所を有する販売者は、農業改良課に届を提出するものとする。

(3) 留意事項

上記届出のほかに、関係法令に基づく申請・届出等を行うこと。

ア 毒物又は劇物に該当する農薬を販売するには、営業を開始する前に毒物または劇物の販売業の登録申請書を、店舗ごとに、その店舗の所在地を所管する県民局(県民センター)の健康福祉事務所(芦屋・宝塚・伊丹・加古川・加東・中播磨・龍野・赤穂・豊岡・朝来・丹波・洲本の12ヶ所)に提出し、登録を受けなければならない。(但し、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市については各市保健所へ提出する。)(毒物及び劇物取締法第4条)

イ 農薬にも肥料にも該当するもの(石灰窒素等)を販売しようとするときには、販売業務を行う事業場ごとに当該事業場において販売業務を開始した後2週間以内に、県知事あてに肥料販売業務開始届出書を提出すること。(肥料取締法第23条)

ウ 消防法に定める危険物に該当する農薬(例えば、塩素酸塩粉剤は酸化性固体、水和硫黄剤は可燃性固体、MEP乳剤は引火性液体第2石油類等)は、取り扱いまたは貯蔵等について、市町長又は県知事の許可等を受ける必要がある。(消防法)

2 帳簿の備え付け及び記載

農薬販売者は、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量を、真

実かつ完全に記載し、少なくとも3年間はその帳簿を保存しなければならない。（農薬取締法施行規則第16条第2項）

（注1）毒物又は劇物農薬を販売又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を記載し押印した書面の提出を受け、5年間保存しておかなければならない。（但し、譲受人が毒物劇物営業者の場合は①、②、③の事項を書面に記載しておく。）

（毒物及び劇物取締法第14条）

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（注2）以上のほか、塩素酸塩除草剤（塩素酸塩類35%以上）については、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その交付を受ける者の氏名及び住所の確認に足りる資料の提示を受けて行い、その確認に関する帳簿（交付した劇物の名称、年月日、氏名及び住所）を作成しなければならない。（毒物及び劇物取締法第15条）

3 農薬の販売

農薬販売者は農薬の販売時には、正当な用途に供されるものであることを確認するとともに、その使用方法、保管等についても購入者に指導すること。

(1) 販売にあたって留意する農薬

- ア 農薬の容器又は包装に農薬取締法第16条（製造者及び輸入者の農薬の表示）の規定による表示のない農薬（特定農薬を除く。）は販売しない。
- イ 農薬取締法第18条第2項により、販売を禁止された農薬は販売しない。
- ウ 保管あるいは取扱い不適切等の理由のため、薬剤の分解、他物質の混入、表示ラベルの不鮮明となったもの、あるいは包装・容器の破損した農薬は販売しない。
- エ 登録失効農薬や期限切れ農薬は販売しない。
- オ 水質汚濁性農薬や毒物農薬等、県が使用しないよう指導している農薬の販売は避ける。等

(2) 販売する際にしてはいけないこと

- ア 農薬の有効成分の含有量又はその効果に対して虚偽の宣伝をしてはならない。
- イ 農薬でないもの（登録を受けていない）を、農薬である（登録を受けている）と誤認させる宣伝をしてはならない。
- ウ 農薬の容器又は包装を開いて、その内容を分割して販売してはならない。
- エ 毒物又は劇物の販売業の登録を受けないで、毒物又は劇物農薬を販売又は授与してはならない。等

(3) 販売してはいけない相手

- ア 特定毒物は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。（毒物及び劇物取締法第3条の2）
- イ 毒物又は劇物農薬は、年齢18才に満たない者、精神の機能の障害により保健衛生上の危害の防止措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は麻薬、大麻、アヘンもしくは、覚せい剤の中毒者に販

売してはならない。（毒物及び劇物取締法第15条）

ウ 農薬の目的外使用、悪用等の恐れのある場合、特に塩素酸塩除草剤については、譲受人の身分等確かめるに足りる資料の提出を求め、不審な者には販売しないこと。

エ パラコート剤については、農家、防除業者等使用場面の限定できる者以外には販売しないこと。等

(4) 販売における助言・指導

販売の窓口において、農薬購入者に対し農薬の取り扱い等についての適切な助言・指導に努める。

ア 農薬容器のラベル等に記載の使用方法を遵守すること。

イ 防除装備の着用、使用後の余った農薬等は適正に保管・処分すること。

ウ 風向きなどの気象条件に注意するとともに、地域住民等周辺環境にも配慮すること。等

4 農薬の保管管理

(1) 農薬の貯蔵、保管の整備は、保健衛生上危害の恐れのないようにするとともに、鍵のかかる堅固な設備とする等、盗難防止上適切なものとする。（農薬と他の資材、特に食料品とは保管場所を分離するとともに、高温・多湿の所は避け、青少年の手の届かない安全な場所に保管する。）

(2) 毒物又は劇物農薬にあつては、その保管場所（貯蔵、陳列）に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しておくとともに、その他のものと区分した専用のもとし、鍵をかけて貯蔵する。

(3) 危険物に該当する農薬を貯蔵する場合は、その位置、構造及び技術上の基準が法令（消防法）に適合したものであること。

(4) 農薬（特に塩素酸塩類等）は、できるかぎり必要の都度、必要量を購入することとし、貯蔵・保管する量及び期間を少なくする。

(5) 法令に定める取扱い責任者又は取扱主任等が置かれている場合を除き、管理責任者を定め、塩素酸塩類等の出納は、管理責任者又はその指名を受けた者のみが行うこととする。

(6) 定期的に貯蔵・保管設備を点検するとともに、貯蔵している農薬を帳簿と照合し、在庫量を確認する。

(7) 農薬購入者に農薬を届ける際は、必ず責任のある人に手渡すこととし、留守の場合に玄関先に野積みするなどは差し控える。

5 農薬管理指導士の配置

県が実施する「農薬管理指導士」の認定を取得し、農薬の取扱いについて指導的な役割を担う者を販売所に配置するよう努める。

農 薬 販 売 届 出 書 類 一 覧 表

農薬販売届 { 新設：業務開始の日までに提出
 増設・変更・廃止：増設・変更・廃止日から2週間以内に提出

新 設 届	届出先	知 事	
	届出書	販売所ごとに（様式第1号）	
	添付書類	販売所ごとに①販売所所在地の略図（別添） ②法人の場合：登記事項証明書又は定款 登記事項証明書については、全部事項証明書の履歴事項証明書（登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明するもの）を原本で1部提出して下さい。 また、定款の写しを添付する場合は原本証明をして下さい。 ③届出者が個人の場合：（行政による本人確認情報の照合を望まない場合は住民票）（注1・2）	
	提出先	販売所所在地を所管する農林（水産）振興事務所等 ただし、2以上の県民局（県民センター）の所管区域に販売所を有する販売者は、農業改良課に届け出るものとする。	
	部 数	正副2部	
増 設 届	届出先・届出書・提出先・部数	新設届に同じ	
	添付書類	店舗一覧（増設が分かるように）、増設した販売所所在地の略図（別添）	
変 更 届	届出先・届出書・提出先・部数	新設届に同じ	
	添付書類	変 更 事 項	添 付 書 類
		（個人） 住所・氏名	（行政による本人確認情報の照合を望まない場合、住民票）（注1・2）
		（法人） 住所・名称・ 代表者氏名	登記事項証明書 1部（原本）（全部事項証明書の履歴事項証明書。変更のあった箇所の一部事項証明書の履歴事項証明書でもよい。） 又は定款（原本証明したもの）
		販売所所在地	販売所所在地の略図（別添）
住居表示(注3)	添付書類は不要		

廃 止 届	届出先・ 提出先	新設届に同じ
	届出書	販売所ごとに（様式第2号）
	添付書類	添付書類は不要
部 数	1部（受理印等を押印した廃止届の交付を必要とする場合は、正副2部） ※郵送での交付を希望する場合は、切手を貼付し交付先を記載した交付用封筒を添付	
証 明 願	願出先	各県民局長（神戸・中播磨は各県民センター長）ただし、2以上の県民局（県民センター）の所管区域に販売所を有する販売者は、農業改良課長に願い出るものとする。
	願出書	販売所ごとに（様式第3号）
	添付書類	添付書類は不要 ただし、複数店舗の受理証明を希望する場合は、証明を希望する店舗一覧でも可
	提出先	新設届に同じ
部 数	1部	

(注1) 個人の場合、本人確認情報の照合は、基本的に、届出者の了承を得て（様式第1号の自署）兵庫県が兵庫県住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という）を活用して行います。望まない場合は、届出者の確認が可能な住民票を添付してください。

(注2) 住基ネット利用による本人確認情報には、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「住民票コード」「付随情報（異動事由と異動年月日）」が含まれています。

(注3) 兵庫県内における「住居表示」の変更は、届出を求められた場合に限る。ただし兵庫県外の場合は届出が必要。「住居表示」の変更とは、届出者（代表者）、販売所は移転しないが、その所在地の表示のみが変更することを指します。

販売者の届出書類の提出先一覧表

販売所の所在地が同一の県民局（県民センター）所管区域に限られる販売者は、販売所の所在地を所管する県民局（県民センター）の農林（水産）振興事務所が提出先となります。

2つ以上の県民局（県民センター）の所管区域に販売所を有する販売者は、本庁農政環境部農林水産局農業改良課が提出先となります。

県民局 (県民センター)	事務所名	所在地及び電話番号	所管区域
神戸	神戸農林 振興事務所	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5 TEL 078-742-8323	神戸市
阪神北	阪神農林 振興事務所	〒669-1531 三田市天神 1-10-14 TEL 079-562-8849	尼崎市、西宮市、 芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、 三田市、川辺郡
東播磨	加古川農林水産 振興事務所	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 TEL 0794-21-9344	明石市、加古川市 高砂市、加古郡
北播磨	加東農林 振興事務所	〒673-1431 加東市社町社字西柿 1075-2 TEL 0795-42-6924	西脇市、三木市、 小野市 加西市、 加東市、多可郡
中播磨	姫路農林水産 振興事務所	〒670-0947 姫路市北条 1-98 TEL 0792-81-9285	姫路市、神崎郡
西播磨	光都農林 振興事務所	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL 0791-58-2196	相生市、赤穂市、 たつの市、 宍粟市、赤穂郡、 佐用郡、揖保郡
但馬	豊岡農林水産 振興事務所	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 TEL 0796-26-3697	豊岡市、美方郡
	朝来農林 振興事務所	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 213-96 TEL 079-672-6878	養父市、朝来市
丹波	丹波農林 振興事務所	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688 TEL 0795-73-3794	丹波篠山市、 丹波市
淡路	洲本農林水産 振興事務所	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 TEL 0799-26-2098	洲本市、淡路市、 南あわじ市
県庁	農政環境部 農林水産局 農業改良課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-9206	複数の県民局の 所管区域に販売 所を有する場合

(様式第1号)

農薬販売届 (新設・増設・変更)

年 月 日

兵庫県知事 様

住所：〒

氏名又は名称：

TEL：

メールアドレス：

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

事項		届出内容	
		新設又は増設の内容 (変更の場合の変更前)	変更の場合の変更後
販売所	氏名又は名称		
	所在地		
	電話番号		
	メールアドレス		
事業内容	営業区域		
	毒劇物販売業 登録の有無		
販売開始(変更)年月日			

(届出者が個人の場合)

兵庫県住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を活用した本人確認情報による照合を了承します。

(自署：)

- 注：1 届出者(個人)が、住基ネットを活用した本人確認情報の照合を望まない場合は、住民票を添付すること。
2 法人の場合は、代表者が変更した場合も届け出ること。

(別添)

* 販売所所在地略図については既存資料があれば、これに代えて提出してもよい。

販売所所在地略図			
住所			
氏名			
TEL		メール アドレス	

(様式第2号)

農薬販売廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

住所：〒

氏名又は名称：

TEL：

メールアドレス：

下記のとおり農薬販売を廃止したので、農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

販売所の名称 及び所在地	
廃止年月日	
廃止した理由	

(様式第3号)

農薬販売届受理事項証明願

年 月 日

兵庫県知事 様

(願出者)

住所：〒

氏名：

TEL：

メールアドレス：

届出者との間柄：

年 月 日付けで下記の者が行った農薬取締法第17条に基づく届出について、受理した事項の証明をお願いします。

記

届出者	氏名又は名称	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
販売所所在地 (一覧表添付でも可)		
証明書の使用目的		

(様式第4号)

農薬販売届出遅延理由書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所：〒

氏名又は名称：

TEL：

メールアドレス：

下記の理由により農薬販売（ ）届の提出が遅延しました。以後は農薬取締法の規定を遵守するとともに、農薬の適正な取扱について実践しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

理 由

(様式第1号)

※提出日を記入してください。

新設届は業務開始の日までに
増設届、変更届は、その日から2週間以内に
提出をお願いします。

農薬販売届（新設・増設・変更）

いずれかに○を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事

様

住所：〒 650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名又は名称：兵庫県農薬株式会社

代表取締役 兵庫 太郎

TEL：078-362-9206

メールアドレス：nogyokairyo@pref.hyogo.lg.jp

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

変更した事項内容を記載して下さい。

事項	届出		
	新設又は増設の内容 (変更の場合の変更前)	変更の場合の変更後	
販売所	氏名又は名称	兵庫県農薬株式会社 代表取締役 兵庫 健次	兵庫県農薬株式会社 代表取締役 兵庫 太郎
	所在地	〒650-8567 神戸市下山手通××番地	
	電話番号	078(〇〇〇)××××	
	メールアドレス	nogyokairyo@pref.hyogo.lg.jp	
事業内容	営業区域	兵庫県内	
	毒劇物販売業 登録の有無	有(又は無)	
販売開始(変更)年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		

届出者が個人の場合で、住基ネットによる本人確認情報の照合を希望する時は、必ず記入してください。

(届出者が個人の場合)

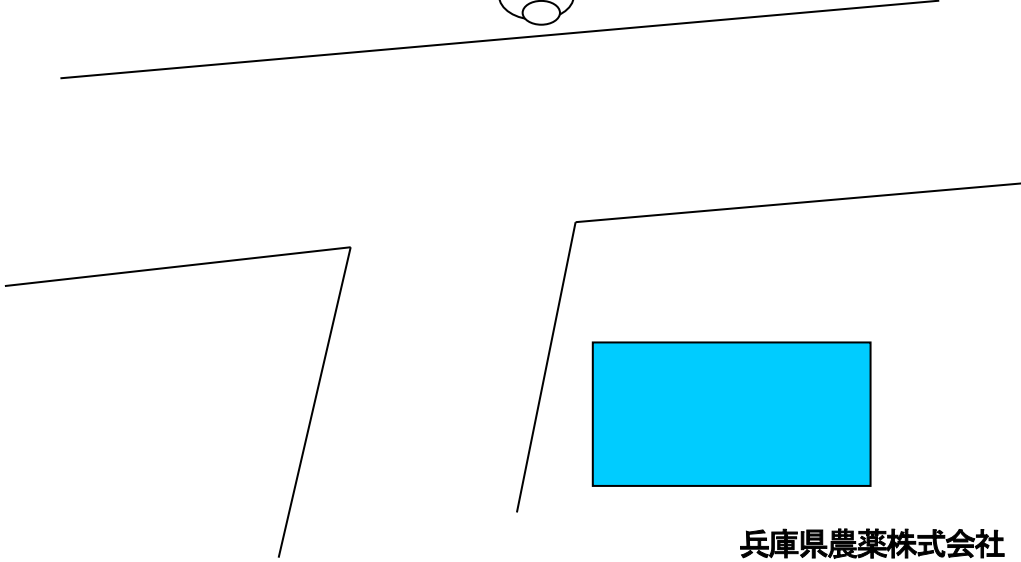
兵庫県住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を活用した本人確認情報による照合を了承します。

(自署： 兵庫 太郎)

- 注：1 届出者(個人)が、住基ネットを活用した本人確認情報の照合を望まない場合は、住民票を添付すること。
2 法人の場合は、代表者が変更した場合も届け出ること。

(別添)

* 販売所所在地略図については既存資料があれば、これに代えて提出してもよい。

販売所所在地略図			
<p style="text-align: center;">周辺地図についても詳しく記入 してください。 店には印を付けてください。 また、既存の地図を添付しても らってもかまいません。</p>  <p style="text-align: right;">兵庫県農薬株式会社 元町支店</p>			
住 所	〒 650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1		
氏 名	兵庫県農薬株式会社		
TEL	078(〇〇〇)××××	メール アドレス	nogyokairyo@pref.hyogo.lg.jp

(様式第2号)

※提出日を記入してください。
廃止日から2週間以内に
提出をお願いします。

農薬販売廃止届

〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事 様

住所：〒 650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名又は名称：兵庫県農薬株式会社
代表取締役 兵庫 太郎
TEL：078-362-9206
メールアドレス：nogyokairyo@pref.hyogo.lg.jp

下記のとおり農薬販売を廃止したので、農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

販売所の名称 及び所在地	〒 650-8567 神戸市中央区下山手通××番地 兵庫県農薬株式会社 元町支店
廃止年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
廃止した理由	店舗閉鎖のため。

(様式第3号)

農薬販売届受理事項証明願

〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事 様

提出日を記入してください。

販売所の所在地が同一の県民局（県民センター）所管区域内に限られる販売者は、販売所の所在地を管轄する県民局長名（神戸・中播磨は県民センター長名）を記入してください。

例1：兵庫県阪神北県民局長 様

例2：兵庫県神戸県民センター長 様

2つ以上の県民局（県民センター）の所管区域内に販売所を有する販売者は兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課長と記入してください。

例：兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課長 様

（願出者）

住所：〒 650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名：兵庫県農薬株式会社

兵庫 太郎

TEL：(078)〇〇〇-××××

メールアドレス：nogyokairyo@pref.hyogo.lg.jp

届出者との間柄： 本人 等

年 月 日付けで下記の者が行った農薬取締法第17条に基づく届出について、受理した事項の証明をお願いします。

記

届出者	氏名又は名称	兵庫県農薬株式会社 代表取締役 兵庫 太郎
	住所	〒 650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
	電話番号	(078)〇〇〇-××××
	メールアドレス	nogyokairyo@pref.hyogo.lg.jp
販売所所在地 (一覧表添付でも可)	〒 〇〇〇-××××	神戸市中央区下山手通××番地 兵庫県農薬株式会社 元町支店
証明書の使用目的	(例) 販売所の変更届を出しているか調べるため。 ※ 実際の使用目的を記載してください。	

(様式第4号)

農薬販売届出遅延理由書

〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事 様

提出日を記入してください。

住所：〒 650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名又は名称：兵庫県農薬株式会社
代表取締役 兵庫 太郎
TEL：078-362-9206
メールアドレス：nogyokairyo@pref.hyogo.lg.jp

()内に新設・増設・変更・廃止の
いずれかを記入してください。

下記の理由により農薬販売 () 届の提出が遅延しました。以後は農薬取締法の規定を遵守するとともに、農薬の適正な取扱について実践しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

理由

記入例) 農薬取締法を熟知していなかったため提出が遅れました。等